

<資料>

○ 日 時 平成 24 年 4 月 2 日(月)午前 10 時 50 分

○ 場 所 春日井市教育委員会 教育長室

○ 処 分 者 春日井市教育委員会 教育長 木股 哲夫

○ 被処分者 春日井市立中部中学校長 森 乙平

○ 処分内容 厳重注意

※ 指導内容要旨

「勤務時間の適正な管理について」(平成 22 年 3 月 30 日付け 21 春教学第 2169 号)において、管理職の現認により労働時間等の記録を作成するよう通知した。それ以降もその運用について、市教委から校長会議等の機会に、再三指導があつたが、正しい記録を作成できなかつた。

中部中学校は職員数が多い上に、生徒指導上の問題が多く発生したため、その対応に追われ、ゆとりがなかつたとはいえ、対象者本人の提出した自己申告をそのまま記録として残していたという行為は適切とはいえない。

今後は、自らの行為を厳しく悔悟するとともに、管理監督者としての立場を一層自覚して、職員の健康管理、服務監督等に万全を期すとともに、失われた信頼の回復に全力をあげて取り組むよう強く指導する。

○ 立 会 者 春日井市教育委員会 主幹 伊藤 孝之